

## 令和4年度から介護保険料のお支払いにスマートフォン決済がご利用いただけます

### スマートフォン決済とは？

スマートフォンのアプリを使って納付書のバーコードを読み込み、支払いを行う決済方法です。

### 対応アプリ



[PayPay](#)

(PayPay 請求書払い)



請求書支払い

[LINE Pay](#)

(LINE Pay 請求書支払い)



[PayB](#)

(PayB)

### 対象となる納付書

令和4年4月1日以降に発行された納付書が対象です。

スマートフォン決済に対応している納付書は、下記2種類の納付書です。

- 納付書裏面「納付場所一覧」の中に「4 スマートフォン決済」が掲載されている納付書
- 納付書表面の説明書きにスマートフォン決済が含まれている納付書

※令和4年3月31日以前に発行された納付書ではスマートフォン決済をご利用いただけませんので、金融機関窓口またはコンビニエンスストア等でお支払いください。

スマートフォン決済についてのQ&Aは[こちら](#)

### スマートフォン決済ご利用上の注意

スマートフォン決済は金融機関窓口やコンビニエンスストアでのお支払いと違い、領収証をお渡しすることができません。  
お支払い後も納付書がお客様のお手元に残りますので、二重払いにならないよう支払った日を納付書に記録するなどしたうえで保管をお願いします。誤って二重払いしてしまった場合など、お困りの場合は[Q&A](#)をご覧ください。

※スマートフォン決済のご利用に必要なスマートフォンの操作方法についてはご加入の携帯電話会社にお問合せください。

※アプリに関する詳細は、各アプリ事業者のホームページをご覧ください。

PayPay <https://paypay.ne.jp/>

LINEPay <https://pay.line.me/portal/jp/main>

PayB <https://payb.jp/>

その他、ご不明な点は下記問合せ先までご連絡ください。

- ・スマートフォン決済全般に関すること

介護保険管理課 043-245-5061

- ・納付書や納付方法に関すること（納付書の再発行など）

お住まいの区の介護保険室

中央区 043-221-2198 若葉区 043-233-8264

花見川区 043-275-6401 緑区 043-292-9491

稲毛区 043-284-6242 美浜区 043-270-4072